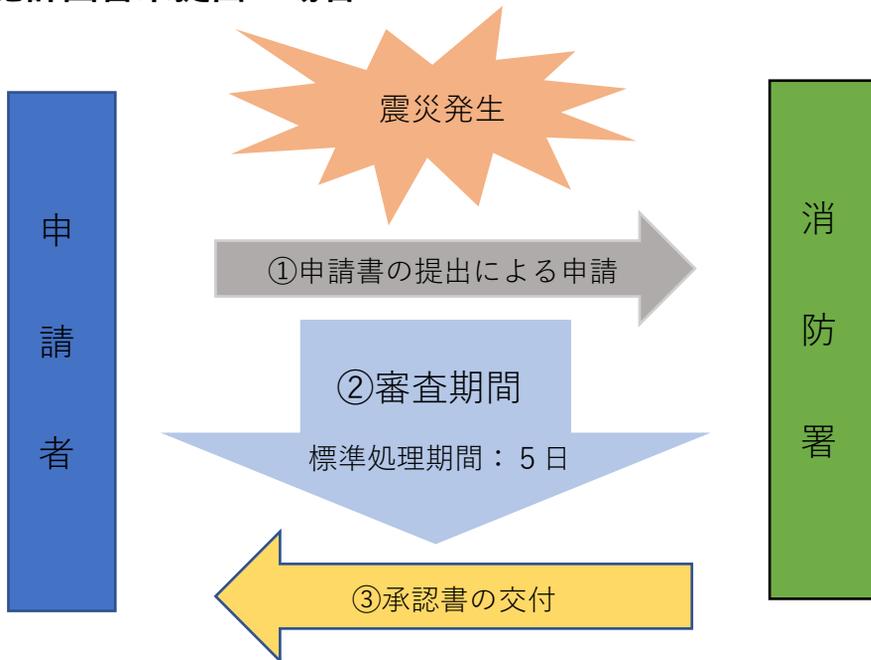


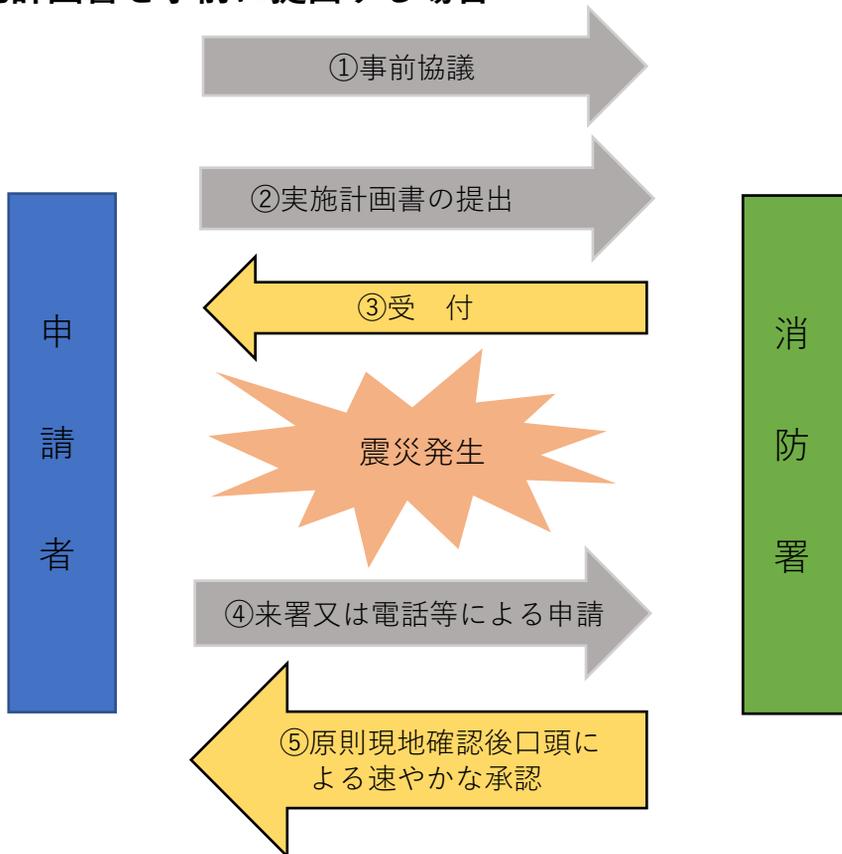
震災時等における危険物仮貯蔵・仮取扱いの手続きフロー

○実施計画書未提出の場合



- ・震災時等であっても、原則危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書の提出による申請が必要となる。
- ・震災時等は、消防側も災害対応業務に従事しているため、通常の事務手続きが困難となり、承認まで通常より期間を要することが考えられる。

○実施計画書を事前に提出する場合



- ・事前に消防と協議し、実施計画書を提出しておくことで、電話等による危険物仮貯蔵・仮取扱い申請が可能となる。
- ・電話等により申請した場合は、来署等が可能となり次第、速やかな申請書の提出が必要となる。